

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00412

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 8 月 20 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査（QCBS-ラン
プサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理
しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年10月 ～ 2026年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履
行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約
交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成
果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行いま
す。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の
時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、
最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ 第1チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2025 年 8 月 29 日 12 時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2025 年 9 月 8 日まで
3	資料ダウンロード期限	2025 年 8 月 26 日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2025 年 8 月 27 日 12 時まで
5	質問への回答	2025 年 9 月 1 日まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 9 月 12 日 12 時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2025 年 9 月 26 日 10 時 00 分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（４）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の３）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記２．（３）参照
- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 上記１）の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica. go. jp へ送付願います。
（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記２．（３）日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/dbwNMhJUjq>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポー

ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ウズベキスタン国（以下、「当国」）では、2016年にミルジヨエフ大統領が就任して以来、国有企業の民営化、外国投資の促進、PPPの推進等の経済改革が進み、開放的な市場経済へ移行しつつある。当国では、これらを背景に、2024年には年平均6.8%の経済成長を達成しており、また、国連貿易開発会議（UNCTAD）が公表する「World Investment Report 2025」によると、2024年の海外直接投資流入額は28億米ドルであり前年比31.5%増で、中央アジア諸国内で最多となった。こうした状況に対し、当国は、更なる経済発展のため、国家開発戦略として「ウズベキスタン2030」（National Development Strategy 2030）を策定し、2030年までに高中所得国入りを目指している。また、「新ウズベキスタン開発戦略2022～2026（大統領令UP-60）」（2022年1月）では、「経済の自由化を通じた産業政策の推進、外国投資促進・投資環境整備（2026年までに1,200億ドル、うち700億ドルが外国投資）」「ビジネス環境整備・民間セクター活性化（GDPに占める民間シェア80%実現）」が具体的な目標として掲げられている。更には、経済特区の整備にも力を入れており、投資企業に対して優遇税制、簡素化された税関手続き、インフラの提供が行われている。2025年4月大統領令第UP-3594号「民間外国直接投資の誘致促進に関する追加措置について」では、外国投資に関する奨励業種が定められ、電子産業、軽工業（木綿、羊毛、縫製衣類、天然皮革）、絹産業、建築資材、家禽肉および鶏卵、食品産業（アルコール、たばこ製品除く）、肉・乳製品、代替エネルギー発電所、石炭産業、金属、機械製品等、多岐に亘る分野で今後更なる投資促進を図っていくことが示されている。このように、当国では産業開発・投資促進をより一層進めて行くことを国家目標とし、取り組みを加速している。

他方、当国の産業開発・投資促進においては、二重内陸国であることに起因する高い物流コストがかかること、原材料の資源輸出に依存し加工による付加価値を創出し

づらいこと、外国投資家にとって投資収益性の判断に必要な情報（現地でのビジネスの収益構造、ローカルパートナーの信頼度、ポテンシャル分野の具体的な案件候補）が十分でないこと、近年民間企業に開放しつつあるものの、国営企業が経済に介入し、民間セクターのダイナミズムが阻害されていること、都市部・地方部間でインフラ・地域格差が大きいこと、貿易相手国が特定国（ロシア、中国等）に偏重していることなど、引き続き課題がある状況にある。また、経済特区開発においても、多くの経済特区が整備されつつあるものの、その運営の非効率さやインフラの不足（交通リンク、施設整備、デジタル化）、投資機会に係るプロモーションの不足、経済特区間の連携（サプライチェーンの接続等）等の課題がある。

かかる状況下、当国政府から JICA に対して、産業開発・投資促進（含む経済特区の開発・運営改善）に関する協力の依頼があった。当国は、地政学的にも重要な位置にあり、域内でも今後の経済成長が期待されている中で、将来的な日本企業の進出促進も念頭に置き、当国への協力方策の検討が求められている。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査では、ウズベキスタン共和国において、主要産業のポテンシャル及び課題、当国の投資環境について最新の情報を収集・分析することで、当国の比較優位となる産業を特定し、その産業の発展に向けた産業開発ロードマップ案を策定する。また、日本企業による海外直接投資拡大に向け、経済特区の開発や日本市場への投資プロモーションも含めた産業振興・投資促進に関する協力メニューの検討・提案を行う。

(2) 調査の対象国

本調査では、ウズベキスタン共和国を主な調査対象国とする。なお、本調査においては第三国研修及び本邦での活動（日本企業向け投資プロモーション）も含む（詳細は、第4条（2）を参照）。

(3) 調査の範囲

本調査では、上述（1）調査の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す成果品を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) ターゲット産業の分析について³

本調査では、産業開発・投資促進に関して、複数の産業を対象に調査を行うことを想定する。具体的には、ウズベキスタン投資産業貿易省が2025年6月に発行した投資促進ガイドブック2025をベースに、同ガイドブックが取り上げる「農業」「石油・ガス」「エネルギー」「繊維・織物」「化学」「製薬」「ICT」「教育」「ヘルスケア」「建築資材」を中心としつつ、これに加えて、ウズベキスタン投資委員会のウェブサイトで示す「食品加工」「鉱物」を追加した12分野を主な対象とする。なお、調査実施にあたっては、上記に示す産業以外に、ウズベキスタンの特性を鑑み調査対象とすべき産業がある場合には、受注者の提案を受けて、当国政府（ウズベキスタン投資産業貿易省）・JICAと協議の上、対象産業を決定する。

上記の産業に関して、今後成長が期待されるか、日本企業の進出可能性があるか（日本が難しい場合、他国の進出可能性があるか）、他国と比較して優位かどうかの観点から情報収集・分析する。これらの情報収集・分析を踏まえた上で各産業を比較する評価基準を設定し、より詳細な分析を行うターゲット産業を3-4分野選定する。このターゲット産業に関しては、後述の産業開発ロードマップ案の策定や経済特区の開発支援策の検討につなげる。

(2) 実態把握を目的とした企業向けインタビュー調査について

本調査の実施にあたっては、当国政府や国際機関が発行する文献資料の整理に加え、企業向けインタビューを通じた実態把握に重きを置く。例えば、各産業の最新動向を分析する際には、当国の対象産業に既に投資を行っている企業（日本企業・他国企業含む）に対してインタビュー調査を実施し、投資促進に関する課題を整理する。また、今後の日本企業のウズベキスタン進出・投資促進を検討する際には、ターゲット産業において候補となる日本企業をリストアップし、インタビュー調査を実施して、各産業別の進出可能性・ボトルネックを分析する。

³ ターゲット産業の検討方法及び具体的な産業案について、プロポーザルで提案を求める。その際には、当国の産業構造の現状に係る認識と共に、今後成長が期待される産業か、日本企業の進出可能性があるか、他国と比較して優位かどうかの観点から、現時点での候補産業案として提案を求める。

(3) 産業開発ロードマップ策定について⁴

本調査では、当国における産業開発ロードマップ案を策定し、当国政府に提案する。ロードマップ案の策定にあたっては、産業開発に係る当国政府や国際機関のレポートを最大限に活用し、効率的な検討・策定を心がける。加えて、JICA グローバル・アジェンダ「民間セクター開発」のアジア投資・産業開発クラスターに記載の「投資環境整備・産業政策」、「企業間リンケージ」、「企業競争力強化」の枠組みを活用し、産業開発・投資促進の方針（ビジョン）を策定し、実現に向けたシナリオ案及び具体的なアクションプラン案を策定する。特に上述のターゲット産業に関しては、産業セクターごとの育成計画を策定・提案する。

なお、上記の産業開発ロードマップ案は、当国の固有の論点（2026 年までの WTO 加盟、2030 年までの高中所得国入りの目標を掲げつつ、同目標が達成後は EU の GSP 対象による特惠関税から外れる）を踏まえた内容とする。

同ロードマップ案のドラフト策定後、当国政府及び JICA とも協議を行い、最終化を図る。

(4) 経済特区開発について⁵

本調査では、特に海外直接投資の拡大を図るために、当国政府が整備を進める経済特区に関する調査を行う。当国には現在 25 の経済特区があるが、これらについて、産業集積の状況や海外直接投資の現状を実態把握すると共に、より詳細に分析する経済特区（3-5 事例）に関しては、進出済み企業へのインタビュー調査を通じてウズベキスタンの経済特区の強みと課題を整理する。

また、当国政府は、日本企業の当国経済特区への進出促進の期待が大きいところ、本調査では日本企業の当国経済特区への進出促進をする上でのボトルネックを特定し、進出促進のための JICA 支援策を検討する。その際には、①既に開発された経済特区や②今後開発の可能性のある経済特区（サマルカンド経済特区（仮称）等）に対する日本企業主導での経済特区の運営や開発の可能性について検討する。

特に②に関しては、当国政府は現在サマルカンド経済特区（仮称）の開発を検討しており、当国政府との協議を通じて、サマルカンド経済特区（仮称）の基本計画（コンセプトペーパー）の検討及び当国政府との協議を行う。

⁴ 産業開発ロードマップ案の策定にあたっての検討方法について、プロポーザルで提案を求める。その際には、産業開発・投資促進の方針（ビジョン）、同方針の実現に向けたシナリオ案及び具体的なアクションプランという構造を前提とする。

⁵ 経済特区開発に係る検討方法について、プロポーザルで提案を求める。その際には、日本企業の進出可能性を検討する具体的な方法を記載する。

(5) 第三国研修の実施について⁶

上述の経済特区の開発及び特に日本企業を対象とした進出促進を検討するにあたり、当国政府の担当行政官が今後の政策メニューを検討する能力を開発・向上させるために、先進事例を学ぶ第三国研修の機会を提供する。

この第三国研修においては経済特区開発の好事例を研修対象として選定する。具体的には、当国政府と類似の課題（例：二重内陸国による物流コストの高さ等）を抱える事例であり、日本企業（デベロッパー企業）の開発への関与やテナント企業としての進出実績のある事例が望ましい。

(6) 日本企業を対象にした対ウズベキスタン向け投資プロモーション⁷

当国政府は海外直接投資の拡大を促進しており、特に日本企業による投資促進への期待が大きい。他方、日本企業側からは、当国の投資環境に関する詳細情報や既に進出する先行事例の不足等が指摘されている。本調査では、主に日本企業を対象にした、ウズベキスタン向け投資プロモーションのイベントを開催する。

同イベントの実施にあたっては、ウズベキスタン政府のほか日本側での類似のイベントを実施する機関（例：一般社団法人 ROTOBO 等）との棲み分け及び連携可能性を検討し、プロモーションイベントの内容を検討・提案する。本プロモーションイベントに関しては、実施規模・実施方法について、受注者が提案し、JICA 及びウズベキスタン政府との協議の上、決定する。なお、プロモーションイベントを通じてウズベキスタンへの投資・進出に関心を示した日系企業に対するインタビュー調査を実施し、進出に向けた課題・ボトルネックの検証も行う（約 5-10 社程度を想定）。

第 4 条 調査の内容

上記「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

(1) ウズベキスタンの産業構造及び日本企業の進出動向の分析・課題抽出を行う

① 産業構造の分析・課題抽出

⁶ 第三国研修の実施方法（研修実施奥・地域、視察先、研修内容、研修行程）について、プロポーザルで提案を求める。その際には、当国政府と類似の課題（例：二重内陸国による物流コストの高さ等）を抱える事例であり、日本企業の開発への関与・進出実績のある事例を優先的に検討する。

⁷ 日本企業を対象にしたウズベキスタン投資プロモーションの実施方法について、プロポーザルで提案を求める。具体的には、対象規模・対象者、プロモーションの内容、参加者募集方法、事後インタビュー調査の実施方法を記載する。

当国における産業構造の分析にあたり、既存の統計情報及び文献資料をレビューする。具体的には、当国大統領付属統計庁が提供する基本的な統計情報を用いて、産業別の統計情報を詳細に分析すると共に、産業ごとの SWOT 分析やバリューチェーン分析等を通じた分析も行う。これら分析にあたっては、競合国との比較や当国内の地域間の比較（地域格差の状況）、産業ごとのロジスティクスの現況（ボトルネックを含む）等に関する分析を併せて行う。なお、調査対象とする産業分野の想定は上記の第 3 条（1）のとおり。

【調査項目（想定）】

- 当国における主要なマクロ経済指標のレビュー
- 海外直接投資の最新動向の分析（国別の対ウズベキスタン海外直接投資流入額等の統計情報及び事例を整理しつつ、産業別の海外直接投資の最新のトレンドについて、周辺国との比較を通して情報収集・分析する。）
- 産業別の統計情報の整理・分析（産業別 GDP 構成比・産業別成長率等の統計情報等を分析。また、周辺国との比較を通して、当国の強み・弱みを整理・分析する。）
- 産業別の当国政府の最新政策（規制含む）のレビュー
- 産業別の生産・供給構造の分析（原材料の調達先、サプライチェーンの構造、生産拠点の集積状況等を情報収集・分析する。また、国内地域ごとの偏在状況（地域格差の現状）についても情報収集・分析する。）
- 産業別労働力の最新トレンドの分析（産業別労働人口・熟練労働者比率、スキル・職能の現況、産業別賃金水準等を情報収集する。）
- 産業別の国際競争力の分析（産業別の輸出入の現状及び貿易収支に関する情報、関税障壁（非関税含む）の影響等について情報収集・分析する。）
- ロジスティクスの概況（当国における物流構造の情報収集・分析する。特に輸出量の多いロシア・中国・周辺中央アジア各国だけに限らず、ヨーロッパ・トルコ・東アジア・米国・南アジア等へのルートも実態を把握する。）

② 日本企業の進出動向の分析・課題抽出

当国における日本企業の進出状況について、情報収集・分析を行う。具体的には、上記の第 3 条（1）に記載の対象産業について、産業別の進出企業数及び最新の日本企業による投資事例について、情報整理を行う。

上述の統計情報及び事例の整理に加えて、日本企業による進出の実態把握及び課題抽出を行うため、既に当国へ進出済みの日本企業に対するインタビュー調査（10-15社程度）を行う。これらを通して、各産業別の日本企業による進出可能性や課題（ボトルネック）の整理・分析を行う。なお、当国への進出済み日本企業に対しては、調査開始早々でのインタビュー調査を実施し、当国への日本企業の投資・進出の全体的なトレンドの把握を行う。

【調査項目（想定）】

- インタビュー対象日本企業の進出状況（事業内容、投資・進出の手段、進出時期、進出場所、現地パートナー企業の有無等）を整理する。
- 当国を投資・進出対象として選定した理由（何を魅力に当国へ投資・進出を決定したのか等）を分析する。
- 当国での事業実施にあたって直面する課題を分析する。／等

③ 他国企業の進出状況及び他ドナーの動向整理

上記1及び2と関連して、産業別の他国企業の進出状況を確認する。また、他国政府または他ドナーの当国向け産業開発協力に係る最新動向を整理する。当国には、ロシア・中国のほか、米国・EU・中東・韓国等が様々アプローチをしている中で、各国・他ドナーによる取組の最新状況について、全体像を把握するための動向整理を行う。

なお、特に韓国は、当国の産業技術開発支援を継続して実施しており、韓国・ウズベキスタン農業機械R&Dセンター（2019年4月設立）、ウズベキスタン・韓国レアメタル・硬質合金科学技術センター（2019年4月）、韓国・ウズベキスタン繊維テクノパーク（2019年9月）などが韓国の支援により設立・稼働している。こうした協力の実態についても本調査を通して明らかにする。また、IFCがMIITに対し投資環境改善に向けた協力（経済特区に関する法制度の改正、経済特区開発予定地の調査等）を実施しており、必要に応じ当該協力の成果を反映する。

(2) 比較優位のあるターゲット産業の検討・特定を行う

上記の情報収集・分析結果を踏まえ、各対象産業に関して、今後成長が期待されるか、日本企業の進出可能性があるか（日本が難しい場合、他国の進出可能性があるか）、周辺国と比較して比較優位があるか等の観点から検討を行う。

これらの検討を通して、後述の産業開発ロードマップ案や経済特区の開発支援策の検討（第4条(3)(4)を参照）を行う上で対象とする「ターゲット産業」を3-4分野選定する。受注者は各産業を比較する評価基準を設定した上で、どの産業をターゲット産業にするかを分析・提案し、当国政府及びJICAと協議を行った上で決定する。なお、ターゲット産業の選定にあたっては、日本側関係機関（経済産業省などの省庁、JETRO、JBIC等）とも意見交換を行った上で決定する。

(3) 当国の産業開発ロードマップ案を検討・策定する

当国の産業開発ロードマップ案の検討・策定を行い、当国政府に対して提案を行う。ロードマップ案の策定にあたっては、第4条(1)で実施する各産業の課題・ポテンシャルの分析結果から、当国の産業開発・投資促進を進める上での産業化・投資促進ビジョン（目標とする産業の姿）を検討・設定する。その産業化ビジョンの実現に向けた開発シナリオ及び当国政府によるアクションプラン案（政策メニュー）について検討・提案する。なお、ロードマップ案の検討時は、第3条(3)に記載の留意事項を踏まえる。

また、ロードマップ案に関しては、当国政府関係機関及び日本側関係機関（経済産業省、JETRO、JBIC）等とも意見交換をしながら具体化していく⁸。

【産業開発ロードマップの構成イメージ（想定）】

- 当国における産業開発・投資促進における現状・課題
- 当国における産業化・投資促進ビジョン（目標とする将来像）
- 産業化・投資促進の開発シナリオ
- アクションプラン案（具体的な政策メニュー）
- ターゲット産業セクターの育成計画案

(4) 日本企業による海外直接投資拡大に向け、パイロット事業を実施する

1 パイロット事業1：経済特区開発の検討（含む第三国研修）

1) 既存経済特区の現況（含む課題）に係る情報収集・分析

本調査では、特に海外直接投資の拡大を図るため、当国政府が整備を進める経済特区に関する調査を行う。現在25ある経済特区について、それぞれの概況を既存資料

⁸ なお、当国政府関係機関及び日本側関係機関との協議の中で、各機関の意向が異なった場合には、本調査の委託者として当機構が、受注者に対して対応方針を明確にする。受注者は、同対応方針に沿って本調査を進める。

から整理する。その上で、各経済特区における産業集積の状況や海外直接投資の現状（どの国の企業がどの程度投資しているか）を把握する。また、日本企業の進出の可能性のある経済特区（3-5 事例程度を選定）に関してはより詳細に分析し、進出済み企業へのインタビュー調査（1 事例あたり 3 社程度を想定）を通じてウズベキスタンの経済特区の強みと課題を整理する。

【調査項目（想定）】

- ウズベキスタン国内にある経済特区（25 事例）の概況・特色の整理（規模、立地（アクセス状況）、設立年、進出企業数およびそれら企業の事業内容、優遇条件の詳細、規制の有無・内容、当該経済特区におけるロジスティクスの概況）
- （詳細調査を行う経済特区（3～5 事例程度を選定）に関しては、進出済み企業（日本企業に限らず他国企業含む）へのインタビューを通じて、投資・進出対象として選定した理由（何を魅力に感じて当国への投資・進出を決定したのか等）、同経済特区での事業実施にあたって直面する課題等を分析する。
- 上記情報収集結果踏まえて、当国内の経済特区の強み・課題を整理・分析し、改善策を提案する。

2) 当国経済特区への日本企業の進出可能性の検討

当国政府は、日本企業の経済特区への進出促進に向けて大きな期待を寄せている。本調査では、日本企業が当国の経済特区に進出する際のボトルネックを特定し、進出促進のための JICA 支援策を検討する。具体的には、①既に開発された経済特区や②今後開発の可能性のある経済特区（サマルカンド等）に対する日本企業主導での経済特別区の運営や開発の可能性について検討する。

①に関しては、後述第 4 条(4)②のパイロット事業 2「日本企業に対する投資プロモーションの実施」で詳述する、当国への投資・進出意向のある日本企業へのインタビュー調査（5-10 社）を通じて、これらの企業が当国に進出・投資する際に必要な支援メニューを検討する。加えて、今後日本企業が投資・進出を検討する上での参考情報になるよう、ターゲット産業且つ当該経済特区の立地エリアにおける有望ローカルパートナー企業の事例等を収集する。

②に関しては、日本企業や当国政府との協議を通じて、開発の具体化が期待される場合には、本調査の中において当該特区の基本計画（コンセプトペーパー）の検討及び先方政府との協議を行う。その際には、経済特区のデベロッパー又はテナントになり得る日本企業をリストアップし、候補となる日本企業へのインタビュー調査を行

い、進出・投資意向の確認・解決すべき課題の整理、必要な支援メニューの検討を行う。なお、同インタビュー調査は、後述第4条(4)②のパイロット事業2「日本企業に対する投資プロモーションの実施」の中で詳述する内容と兼ねる。

3) 第三国研修の実施

上述の経済特区の開発及び特に日本企業を対象とした進出促進を検討するにあたり、当国政府に対して、先進事例を学ぶ第三国研修の機会を提供する。この第三国研修では、経済特区開発の好事例を研修対象先に選定する。第三国研修の概要想定は以下のとおり。なお、研修の実施内容は、受注者の提案を踏まえ、当国政府及び JICA と協議の上、決定する。

【研修の実施概要（想定）】

- 視察先：JICA が支援実績を有する経済特区開発案件のうち、特に、当国政府と類似の課題（例：二重内陸国による物流コストの高さ等）を抱える事例であり、日本企業（デベロッパー）の開発実績やテナント企業としての進出実績のある事例が望ましい。なお、現時点での JICA 想定はインド・バングラデシュ・ベトナム等における経済特区の例を想定しているものの、受注者の提案を踏まえ、決定する。
- 期間：1 週間程度（最大 10 日間）を想定。
- 研修参加者：当国政府関係者を中心に 10 名程度の参加を想定

2 パイロット事業2：日本企業に対する投資プロモーションの試行を行う

本調査で分析・設定したターゲット産業における日本企業の進出拡大を目的として、日本企業を対象にしたウズベキスタン向け投資プロモーションのイベントを開催する。同プロモーションイベントを通じて、当国の投資環境に関する詳細情報や進出済みの先行事例に関する情報を発信する。

加えて、単なるイベント実施に終わらぬよう、イベント後には、当国への投資・進出に関心を示した日本企業に対して、インタビュー調査を実施し、進出実現に向けた課題や協力ニーズ等について情報収集し、必要に応じて当国投資委員会等とのマッチング支援も行う。

なお、プロモーションイベントの実施内容は、受注者の提案を踏まえ、当国政府及び JICA と協議の上、決定する。

【プロモーションイベントの実施概要（想定）】

- 実施目的：ウズベキスタンの投資環境に関する詳細情報や進出済の先行事例、現地の有望ローカルパートナー企業の事例等を日本企業（当国未進出）に対して発信する。
- 開催場所：日本国内（都内の貸会議室を想定）
- 実施回数：契約期間中に1回を想定
- 参加者想定：日本企業100社程度
- 検証方法：イベント参加企業のうち、その後に当国進出を具体的に検討する企業（約5-10社程度を想定）に対してインタビュー調査を行い、関心企業が実際に進出するまでの課題や協力ニーズを明らかにする。

(5) 上記の結果を踏まえ、今後必要となる JICA 協力メニューを検討・提案する。

上記結果を踏まえて、当国における産業開発・投資促進に向けた JICA として今後の協力の方向性及びアクションプラン案を策定する。その際、「投資環境整備」、「起業家・産業人材育成」、「イノベーション創出」、「インフラ整備」などの政策の方向性を分類し、既存の JICA プロジェクトを考慮しつつ、今後必要になる JICA による協力メニューをパッケージとして示す。また、産業開発・投資促進に係る協力メニューの検討にあたっては、JICA 以外の公的機関・民間企業・業界団体等との共創の可能性についても検討する。

協力の方向性及びアクションプラン案については、JICA と相談の上、当国政府のカウンターパート候補に対して提言を行う。

第5条 報告書等

(1) 報告書等

① インセプション・レポート（電子データ形式）

提出時期：業務開始時（契約締結後 1 か月以内）

部数：電子データのみ（日本語・英語）

② インテリム・レポート（電子データ形式）

提出時期：2026 年 2 月 20 日

部数：電子データのみ（日本語・英語・ウズベキスタン語）

③ ファイナル・レポート（電子データ及び CD-R）

提出時期：2026 年 6 月 30 日

部数：英文 CD-R（2 枚）、和文 CD-R（2 枚）、ウズベキスタン語 CD-R（2 枚）

(2) 報告書の仕様

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。
また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

対象国における候補先企業に関する資料、各種連携先との協議録等、業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後発注者に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：最終成果品提出時

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ターゲット産業の検討方法及び具体的な産業案	第3条 調査実施の留意事項 (1)、第4条調査内容(2)
2	産業開発ロードマップ策定方針	第3条 調査実施の留意事項 (3)、第4条調査内容(3)
3	経済特区開発に係る検討方法(特に日本企業の進出可能性の検討)	第3条 調査実施の留意事項 (4)、第4条調査内容(4)①1)及び2)
4	第三国研修の実施方法(研修実施国・地域、視察先、研修内容、研修行程)	第3条 調査実施の留意事項 (5)、第4条調査内容(4)①3)
5	日本企業を対象にしたウズベキスタン投資プロモーションの実施方法(対象規模・対象者、プロモーションの内容、参加者募集方法、事後インタビュー調査の実施方法)	第3条 調査実施の留意事項 (6)、第4条調査内容(4)②

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：産業振興・投資促進にかかる類似調査業務（特に経済特区開発含めたウズベキスタンへの投資プロモーション）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウズベキスタン国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は2025年10月に開始し、2026年6月の終了を目途とします。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約13.42人月

2) 渡航回数を目途 延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

再委託は想定していません。

（4）配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- ウズベキスタン ウズベキスタン投資ガイドブックの作成及び投資促進活動の能力強化に係る情報収集・確認調査報告書（2022年2月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047737.html>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無 ⁹
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第１章「１. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

⁹ 通訳配置の便宜供与はないものの、先方関係者との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はウズベキスタン語を想定します。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

58,167,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

☒ 本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)